

令和 5 年 9 月 11 日

関係各位

中 城 村

中城村シニア世代生活支援事業（中城村シニア世代生活支援商品券）  
取扱店舗募集要項

1. 目的等

新型コロナウイルス感染症及び原油価格・食料品価格等の物価高騰により、様々な影響を受けている本村在住の 65 歳以上に対し経済的な支援をすることを目的として「中城村シニア世代生活支援商品券（以下、商品券という。）」を発行することに伴い、商品券の取扱店舗を募集いたします。

商品券取扱店舗として登録を希望する事業者は、下記事項を確認・同意の上、令和 5 年 10 月 20 日（金）必着で必要書類を郵送、FAX または持参することにより応募してください。

※1 令和 5 年 10 月 20 日（金）を過ぎても取扱店舗に登録が可能です。ただし、商品券利用者向けに発行するチラシ等の広報物への掲載が間に合わない可能性があります。

※2 応募すれば、必ずしも商品券取扱い店舗に登録されるわけではありません。娯楽業など、一部登録できない業種があります。対象業種なのか事前にお問合せでご確認をお願いします。

2. 当事業の実施主体

中城村

3. 商品券概要

① 発行する商品券の内容

発行総額	7,200 万円
発行枚数	4,800 冊
商品券の構成	・商品券の券面金額 1,000 円（給付対象者 1 人につき 15 枚） 給付者 1 人あたり総額 15,000 円
利用予定期間	令和 5 年 11 月 1 日（水）～ 令和 6 年 2 月 29 日（木）
商品券給付方法	行政区毎に各字公民館並びに中城村役場にて配布（配布者：中城村）
利用可能店舗	商品券取扱店舗として登録を受けた店舗

② 商品券の利用対象にならないもの

- ・ 出資や債務の支払い（税金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等）
- ・ 有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ・ たばこ事業法（昭和 59 年 8 月 10 日法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製

造たばこの購入

- ・ 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に該当する営業に係る支払い（パチンコ、麻雀、ゲームセンター、ギャンブル、性風俗関連特殊営業に関わるもの）
- ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ・ 商品券の交換又は売買
- ・ 取扱店舗が特別に指定した商品

#### 4. 商品券の取扱厳守事項

- ① 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- ② 商品券は「中城村シニア世代生活支援事業取扱店」として登録された店舗等で利用できます。
- ③ 商品券と現金との交換は禁止しています。
- ④ 商品券の券面金額に満たない金額ではご利用できません。
- ⑤ 不足分は現金等で受け取ってください。
- ⑥ 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- ⑦ 商品券の紛失及び盗難に対し、中城村はその責めを負いません。

#### 5. 取扱店の参加資格について

- ① 中城村内に店舗、事業所等を有する事業者とします。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項第 5 号から第 8 号に規定する営業を行うものではないこと。
- ③ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者ではないこと。
- ④ 「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者ではないこと。
- ⑤ 「中城村暴力団排除条例」（平成 23 年 9 月 26 日条例第 9 号）を遵守すること。

#### 6. 取扱店の責務等

- ① 商品券の利用期間中は、所定のポスター等を利用者の見やすい場所に掲示してください。
- ② 利用者から商品券を受け取る際は、見本券と照合し、相違がないことを確認してください。偽造防止加工ない、色合いが明らかに違うなど、偽造券であると判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに中城村役場企画課へ報告すると共に、過って受け取った偽造券も引き渡してください。
- ③ 商品券を受け取ったときは、再使用を防止するため商品券裏面に取扱店名・利用日を記入（ゴム印等可）することとし、既に取扱店名の記入のあるものは受け取りを拒否してください。

- ④ 商品券の交換及び売買は行わないでください。
- ⑤ 利用期間中に行われる「商品の売買」、「サービスの提供」等の取引に使用された商品券のみ換金可能です。
- ⑥ 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

## 7. 登録方法

商品券の取扱を希望する事業所は、この募集要項の記載内容に同意の上、中城村役場 産業振興課宛てに以下の書類を提出してください。申請書提出期限は、令和5年10月20日（金）必着とし、郵送、FAX 又は持参のみ受け付けます。なお、申請後、登録の可否を審査した上で、その結果を文書でお知らせします。

- ① 中城村シニア世代生活支援事業取扱店登録申込書（別紙様式第3号）
- ② 中城村シニア世代生活支援事業口座登録申請書又は振込先の通帳の写し

## 8. 換金について

### ① 商品券換金方法

商品券取扱店は、中城村に「取扱店舗登録証」を提示するとともに、使用済み商品券の裏に取扱店名を記入の上、「中城村シニア世代生活支援事業取扱店換金請求書（様式第4号）」とともに提出する。一方、中城村は商品券の枚数を確認し、翌月末日迄に予め取扱店が指定した振込口座に入金する。

### ② 商品券換金請求予定期間

令和5年11月20日（月）～ 令和6年3月8日（金）

## 9. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消すことがあります。また、違反により損害金が発生した際は請求することがあります。

### <お問い合わせ及び申請書提出先>

〒901-2493 沖縄県中頭郡中城村字当間585番地1

#### 【取扱店登録に関するお問合せ先】

中城村役場 産業振興課 担当 糸数

TEL：098-895-2163

FAX：098-895-3048

#### 【取扱店換金請求に関するお問合せ先】

中城村役場 企画課 担当 花城

TEL：098-895-2138